

三宅町特別栽培米等生産支援事業補助金交付要綱

(目的)

第1条 この要綱は、本町において環境に配慮した米づくりを推進するため、特別栽培米または有機JAS認証米を生産する三宅町内の農業者または農業団体(以下「農業者等」という。)に対し、予算の範囲内において三宅町特別栽培米等生産支援事業補助金(以下、「補助金」という。)を交付することを目的とする。

(定義)

第2条 この要綱において、次の各号に掲げる用語の定義は、それぞれ当該各号に定めるところによる。

- (1) 特別栽培米 特別栽培農産物に係る表示ガイドライン(平成4年4食流第3889号)に基づき生産された米をいう。
- (2) 有機JAS認証米 日本農林規格に関する法律(昭和25年法律第175号)に基づき、有機JASに適合した生産が行われていることを登録認証機関が検査し認証され、有機JASマークが付された米をいう。

(補助の対象)

第3条 補助の対象は、三宅町内の圃場にて農業者等が販売を目的に特別栽培米または有機JAS認証米を生産する事業を対象とし、町長が必要かつ相当と認めるものとする。

(補助金の額等)

第4条 補助金の額は、次の各号に掲げる区分に応じ、当該各号に定める額とする。この場合において、取組面積は1アール以上とし、1アール未満の端数が生じた時は、これを切り捨てるものとする。

- (1) 特別栽培米 取組面積に対し、10アールあたり4,000円を乗じた額。
- (2) 有機JAS認証米 取組面積に対し、10アールあたり8,000円を乗じた額。

(補助金の交付申請)

第5条 補助金の交付を受けようとする者(以下「申請者」という。)は、三宅町特別栽培米等生産支援事業補助金交付申請書(様式第1号)を町長に提出しなければならない。

(交付決定及び通知)

第6条 町長は、前条の申請書を受理した時は、内容を審査し、その結果を三宅町特別栽培米等生産支援事業補助金交付(不交付)決定通知書(様式第2号)により通知するものとする。

(補助事業の内容変更)

第7条 申請者は、補助事業の内容を変更しようとする時は、速やかに三宅町特別栽培米等生産支援事業補助金変更申請書(様式第3号)に関係書類を添えて町長に提出し、町長の承認を受けなければならない。ただし、町長が軽微な変更と認めた場合は、この限りでは

ない。

2 前項に規定する申請に対する審査及び通知については、前条の規定を準用する。

(補助金の交付請求)

第7条 申請者は、補助金の交付決定通知を受けた時は、速やかに三宅町特別栽培米等生産支援事業補助金請求書(様式第4号)を町長に提出しなければならない。

2 町長は、前項の請求書を受理した時は、速やかに補助金の交付手続きを行うものとする。

(実績報告)

第8条 補助金の交付を受けた者は、事業完了後、速やかに三宅町特別栽培米等支援事業補助金実績報告書(様式第5号)に出荷または販売伝票等の写しを添えて町長に提出しなければならない。

(補助金の返還)

第9条 町長は、補助金の交付を受けた者が次のいずれかに該当する時は、交付した補助金の全部又は一部の返還を三宅町特別栽培米等生産支援事業補助金返還命令書(様式第6号)により通知するものとする。

(1) 虚偽の申請等、不正な手段により補助金の交付を受けた時。

(2) 前号のほか、町長が補助金の交付の決定を取り消すべき事由があると認めた時。

(その他)

第10条 この要綱に定めるもののほか、必要な事項は町長が別に定める。

附 則

この要綱は令和6年4月1日から施行する。